

諮問第十六号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮問する。

平成二十七年九月八日提出

青森市長
鹿内博

異議申立書（下水道使用 22）

平成 27 年 7 月 6 日（月）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢
住 所 青森市桜川4丁目8番2号
氏 名 三国谷清一
年 齢 65歳
2. 異議申立てに係る処分
貴職の平成 27 年 6 月 4 日付け ~~平成 26 年度~~ ^{平成 27 年度} 下水道使用料督促状（平成 27 年 4 月分）による処分。
3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日
平成 27 年 6 月 5 日
4. 異議申立ての趣旨
異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
5. 異議申立ての理由
(1) 貴職は、下水道使用料未納者から延滞金を取ると称して平成 27 年 4 月 1 日から下水道総務課職員を増員し多額の経費を使いながら、異議申立人が下水道使用料の延滞金を納付に行くとき未だ徴収する体制が出来ていないと言って、延滞金の徴収を拒もうとしている。異議申立人が延滞金の徴収を強く申し入れると、ようやく受領するありさまである。無駄な経費を掛けて下水道特会に大きな負担を強いている現状は、違法不当の極みである。よって、本件異議申立に係る督促処分は取り消されるべきものである。
(2) 貴職は、下水道使用料未納者に対し督促状を以て督促し、督促手数料及び延滞金の徴収を義務づけられているにも拘わらず、これを怠り、異議申立人に対してのみ督促状を発し督促手数料及び延滞金を徴収している現状は、明らかに異議申立人に対する不平等極まりない不利益取扱いであり、違法不当である。
6. 処分庁の教示
「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。
7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て
行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

※平成 27 年 8 月 11 日 異議申立人に確認したところ、記載誤りでありこのことにより修正した。

